

第 2 5 期 【 2 0 2 5 年 3 月 期 】 決 算 公 告

2 0 2 5 年 6 月 2 4 日

東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号

株式会社ウェーブマスター

代表取締役 清水 信彦

貸借対照表

2025 年 3 月 31 日 現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	< 813,230 >	I 流 動 負 債	< 457,367 >
現金及び預金	559,267	未 払 費 用	332,641
売 掛 金	146,270	未 払 法 人 税 等	71,958
製 品 ・ 商 品	16,222	未 払 消 費 税	21,947
仕 掛 品	89,703	賞 与 引 当 金	746
その他流動資産	1,765	預 り 金	2,353
		契 約 負 債	27,720
II 固 定 資 産	< 15,113 >	II 固 定 負 債	< 21,725 >
1. 有形固定資産	(0)	長 期 未 払 費 用	2,464
工 具 器 具 備 品	0	退 職 給 付 引 当 金	19,261
		負 債 の 部 合 計	479,093
2. 投資その他の資産	(15,113)	純 資 産 の 部	
長 期 未 収 入 金	148	I 株 主 資 本	< 349,250 >
繰 延 税 金 資 産	14,965	1. 資本金	(10,000)
破 産 更 生 債 権	328	2. 資本剰余金	(158,946)
貸 倒 引 当 金	△ 328	資 本 準 備 金	146,146
		その他資本剰余金	12,800
		3. 利益剰余金	(180,304)
		(1) 利益準備金	2,900
		(2) その他利益剰余金	177,403
		別 途 積 立 金	36,963
		繰 越 利 益 剰 余 金	140,440
		純 資 産 の 部 合 計	349,250
資産の部合計	828,343	負債・純資産の部合計	828,343

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日〕

(単位：千円)

I 売上高		2,096,149
II 売上原価		<u>1,581,740</u>
売上総利益		514,408
III 販売費及び一般管理費		<u>229,435</u>
営業利益		284,973
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	220	
受贈益	1,735	
雑収入	<u>109</u>	<u>2,064</u>
経常利益		287,038
税引前当期純利益		287,038
法人税、住民税及び事業税	81,614	
法人税等調整額	<u>△ 4,853</u>	<u>76,760</u>
当期純利益		<u><u>210,277</u></u>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準及び関連会社株式

市場価格のない株式等は移動平均法による原価法を採用しておりますが、当事業年度末においては該当する有価証券等を保有していません。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主に定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を考慮した所要額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末日において発生していると認められる額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

セガサミーホールディングス株式会社を通算親法人としたグループ通算制度を適用しております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首株式数	増加	減少	当事業年度 期末株式数
普通株式	13,600 株	—	—	13,600 株

3. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の適用

当社は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20・3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65・2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。